

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第24号

香川県災害対策本部規則の一部を改正する規則

香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>病院事業管理者、部長、総局長、知事公室長、会計管理者、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長に事故があるときは、本部員のうち、<u>知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成23年香川県規則第56号）に規定する職員である者が、同規則に規定する順序に従い、本部長の職務を代理する。</u></p>	<p>(本部の職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、<u>病院事業管理者、部長、知事公室長、防災局長、会計管理者、水道局長、教育長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>3 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長に事故があるときは、本部員のうちから、<u>あらかじめ、知事が指名した者が本部長の職務を代行する。</u></p>
<p>(本部事務局)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の班を組織する<u>課等</u>及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 本部事務局に、事務局長を置き、<u>危機管理総局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～7 略</p>	<p>(本部事務局)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の班を組織する<u>課</u>及びその分掌事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>4 本部事務局に、事務局長を置き、<u>防災局長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～7 略</p>
<p>(部)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、<u>危機管理部</u>、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 第1項の班の名称、これを組織する<u>課等</u>及びその分掌事務は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>(部)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の部は、政策部、総務部、環境森林部、健康福祉部、<u>商工労働部</u>、農政水産部、土木部、出納部、水道部、病院部、教育部及び警備部とする。</p> <p>3 第1項の班の名称、これを組織する<u>課</u>及びその分掌事務は、別表第2のとおりとする。</p>

4 略

部	部 長
略	
総務部	略
危機管理部	危機管理総局長
環境森林部	略
略	

5・6 略

別表第1 (第5条関係)

班	課 等	分 掌 事 務
総務班	危機管理総局危機管理課及び同総局くらし安全安心課	略
	略	
情報班	危機管理総局危機管理課、同総局くらし安全安心課、政策部自治振興課、同部統計調査課及び選挙管理委員会事務局	略
対策班	危機管理総局危機管理課、同総局くらし安全安心課及び本部長の指定する課	略
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課等	分 掌 事 務
政策部	政策班	政策部政策課	

4 条例第3条第3項の部長は、次の表の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

部	部 長
略	
総務部	略
環境森林部	略
略	

5・6 略

別表第1 (第5条関係)

班	課	分 掌 事 務
総務班	総務部防災局危機管理課	略
	略	
情報班	総務部防災局危機管理課、政策部自治振興課及び政策部統計調査課	略
対策班	総務部防災局危機管理課及び本部長の指定する課	略
略		

別表第2 (第6条関係)

部	班	課	分 掌 事 務
政策部	政策班	政策部政策課	1 災害応急対策に関する予算の総括に関すること。

			1・2 略
	予算班	政策部予算課	1 災害応急対策に関する予算の総括に関すること。 2 県議会との連絡調整に関すること。
	自治振興班	略	
	略		
	文化振興班	略	
	県産品振興班	政策部県産品振興課	1 他班の応援に関すること。
	監査委員班	監査委員事務局	1 他班の応援に関すること。
総務部	略		
	財産経営班	略	
	営繕班	総務部営繕課	1 他班の応援に関すること。
	総務事務集中班	略	
	略		
	県民活動・男女共同参画班	総務部県民活動・男女共同参画課	1 略
	人権・同和政策班	総務部人権・同和政策課	1 他班の応援に関すること。
	秘書班	略	
	国際班	総務部知事公室国際課	1 被災した外国人の援護に関すること。
	人事委員会班	人事委員会事務局	1 他班の応援に関すること。
危機管理部	危機管理班	危機管理総局危機管理	1 危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ

			2 県議会との連絡調整に関すること。 3・4 略
	自治振興班	略	
	略		
	文化振興班	略	
総務部	略		
	財産経営班	略	
	総務事務集中班	略	
	略		
	県民活動・男女共同参画班	総務部県民活動・男女共同参画課	1 生活関連物資の需給動向調査及び物価対策に関すること。 2 略
	国際班	総務部知事公室国際課	1 被災した外国人の援護に関すること。
	秘書班	略	
	危機管理班	総務部防災総局危機管理	1 危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ

		課	及び災害応急対策に関すること。
	くらし安全 安心班	危機管理総 局くらし安 全安心課	1 生活関連物資の需給動向調査 及び物価対策に関すること。
環境森 林部	略		
	みどり整備 班	略	
	みどり保全 班	環境森林部 みどり保全 課	1 他班の応援に関すること。
	廃棄物対策 班	略	
略			
商工労 働部	産業政策班	略	
	企業立地推 進班	商工労働部 企業立地推 進課	1 他班の応援に関すること。
	経営支援班	略	
	労働政策班	商工労働部 労働政策課	1 他班の応援に関すること。
	観光振興班	略	
	にぎわい推 進班	商工労働部 観光交流局 にぎわい推 進課	1 他班の応援に関すること。
	労働委員会 班	労働委員会 事務局	1 他班の応援に関すること。
略			
土木部	略		
	建築指導班	土木部建築 指導課	略
	住宅班	略	
	収用委員会	収用委員会	1 他班の応援に関すること。

		課	及び災害応急対策に関すること。
環境森 林部	略		
	みどり整備 班	略	
	廃棄物対策 班	略	
略			
商工労 働部	産業政策班	略	
	経営支援班	略	
	観光振興班	略	
略			
土木部	略		
	建築班	土木部建築 課	略
	住宅班	略	

	班	事務局	
教育部	略		
	生涯学習・文化財班	略	
	人権・同和教育班	教育委員会事務局人権・同和教育課	1 他班の応援に関すること。
	健康福利班	教育委員会事務局健康福利課	1 他班の応援に関すること。
略			

教育部	略	
	生涯学習・文化財班	略
略		
備考 課の欄に掲げる課以外の課は、本部長の指示に従い、災害応急対策に当たるものとする。		

附 則  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。